

社会福祉法改正に関するQ & A（平成28年12月8、9日全体説明会）

Q1 施行日以降最初の決算承認理事会及び定時評議員会においては、どのような事項を決議する必要があるのか。また、開催の流れはどのようになるのか。

A 別紙「法改正後の理事会及び評議員会開催のフロー図」参照

Q2 評議員会に理事・監事、若しくは法人職員が議案説明・質疑応答のため、又は記録者として出席することは問題ないか。

A 改正法第45条の10では、理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこととされています。

この場合、説明を行う理事についての法令上の指定はありませんが、通常は、業務を執行する理事長又は業務執行理事等が行うことが適当と考えられます。

なお、評議員会への出席に際し、理事が決議に影響を与えることは適切ではありませんが、決議の際に退席することまでは求められないものと考えられますので、記録者として出席することには、問題はありません。

Q3 現在の役員（理事・監事）の任期はいつまでとなるのか？

A 現在の役員の任期については、改正法附則第14条において、「平成29年4月1日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする」こととされています。

このため、現在の任期の終期が法施行日後最初に招集される定時評議員会以降の日付となっている役員の任期は、定時評議員会の終結の時まで短縮されることとなります。

一方、現在の任期の終期が、法施行日から定時評議員会以前の日付となっている役員の任期については、定時評議員会の終結の時まで延長されることとなります。

Q4 新しい役員（理事、監事）の選任方法は？

A 役員の選任・解任については、評議員会の議決によることとされています（改正法第45条の4第1項）が、役員候補者の推薦の提案については、理事会が行うこととなります。

旧役員の任期については、改正法の施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会の終結時までとなるので、予め旧理事会において役員候補者の推薦案を決定し、当該定時評議員会において提案のうえ、承認を得ていただくこととなります。

Q5 業務執行理事を置いた場合に、理事長及び業務執行以外の理事が業務を執行することは可能か。

A 理事会の決議により法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を選定した法人においては、理事長と業務執行理事が法人の業務を執行することとされており、その他の理事は、理事会への出席等を通じて法人運営に関与することとなります。

このため、理事長及び業務執行理事以外の理事が、「業務を執行する」旨の定款の定めは適当でないと考えられます。

ただし、この場合の「業務の執行」については、法人としての業務を指すものであり、職員

としての業務（施設長職等）を理事長及び業務執行理事以外の理事が行うことは、差し支えないものと考えられます。

Q 6 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告とは、具体的にどのようなものか。

A 国において取扱を示す予定とのことであり、その内容を改めて周知いたします。

Q 7 評議員及び役員の特殊関係者とされている「他の同一の団体の役員又は職員」について、「他の同一団体」からは社会福祉法人を除くこととされているが、互いの社会福祉法人の役員又は職員同士が「配偶者又は3親等以内の親族」であっても特殊関係者から除外されるのか。

A 配偶者又は3親等以内の親族については、いかなる場合でも特殊関係者から除外されることはありません。

Q 8 監事全員が理事会に出席できない場合、その理事会は成立しないものとなるのか。

A 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられていますが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなります。

なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあります。

※ 平成 28 年 11 月 11 日付け「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ 問 44-3 再掲

Q 9 評議員会は、誰が招集するのか？

A 原則として、理事が招集する（改正法第 45 条の 9 第 3 項）こととなりますが、招集が必要な理由等を示したうえで、評議員から理事に対し、招集を請求することも可能です。

なお、評議員からの請求に対し、理事による招集が行われない場合は、所轄庁の許可を得て、評議員が評議員会を招集することができることとされています（同第 5 項）。

Q 10 理事会及び評議員会における決議の省略は、具体的にどのような手続により行うこととなるのか。

A 「決議の省略」については、理事からの提案に対し、理事又は評議員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があれば、実際に理事会や評議員会を開かなくても、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすものですが、同意の意思表示の確認方法、議事録（決議の省略の場合も作成が必要）の記載方法等、具体的な手続については、今後、国から示される予定です。

なお、理事会における決議の省略については、次の点に留意してください。

- ① 理事会において決議の省略を行う場合は、定款の定めが必要（定款例第 26 条第 2 項参照）
（評議員会については、定款の定めなしに決議の省略が可能（改正法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般法人法第 194 条第 1 項））
- ② 理事長及び業務執行理事による業務の執行状況に関する報告は、現に開催された理事会において行う必要があるため、決議の省略を行うことはできない。

Q 1 1 法人に土地、建物等の資産を寄附する個人が、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるためには、法人において、定款例として示されている内容に加え、国事務連絡（※）に示される事項を定款に規定する必要があることとされているが、今回の定款変更において、直ちに対応すべきものか。

※ 平成 28 年 1 月 1 日付け国事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」

A 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かについては、各法人の判断によることとされていますが、適用を受ける場合でも、寄附を受けることとなった際に定款変更を行うことで足りるものであり、法改正に伴う定款変更において、直ちに対応する必要があるものではありません。

なお、同法による特例の適用の申請については、寄附を行う個人が国税庁長官に対し行うものであり、法人としては、当該申請の前に定款変更の認可を受けていただく必要があります。

Q 1 2 法改正に伴う定款変更については、登記を行う必要があるのか。

A 通常、定款変更においては、登記事項の変更を伴わなければ、改めて登記を行う必要はありません。

今回の法改正においては、原則として、登記事項の変更が生じないため、登記を行う必要はありませんが、第 1 条（目的）の記載方法を変更（「事業名+施設名」から「事業名」のみの記載への変更）する場合は、登記事項の変更に該当し、登記を行う必要が生じます。

なお、この場合、登記事項の変更が生じた日は、新定款の効力が発生する平成 29 年 4 月 1 日となるため、この日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行うこととなります。

Q 1 3 役員や評議員の報酬は、どこから支出すればよいのか。

A 法人本部会計（拠点区分又はサービス区分）の「役員報酬支出」の科目から支出してください。

なお、法人本部会計（拠点区分又はサービス区分）への資金の繰入れに当たっては、運営費の用途制限に留意してください。

Q 1 4 評議員の報酬等については、定款に額を定めることとされているが、具体的にどのように記載すればよいのか。

A 評議員の報酬等（定款例第 8 条）については、定款に各年度の総額（評議員全体又は一人当たり）を定め、評議員会において別に定める報酬等支給基準に基づき支給する必要があるが、具体的には、次のように記載することとなる。

（例 1）「評議員に対して、各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

（例 2）「評議員に対して、1 人当たりの各年度の総額が 3 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

（例 3）「評議員は、無報酬とする。」

※ 11月25日発出の「社会福祉法人定款例（京都市版）」の第8条＜注意事項＞において、会議出席1回ごとの報酬額を定める事例（「会議への出席1回につき、報酬として5,000円」）をお示ししていましたが、11月28日開催の国説明会において、各年度の総額を定める方法がより適切との説明があったため、上記のとおり修正させていただきます。

Q15 理事，監事，評議員及び会計監査人の法人に対する損害賠償責任の免除の規定はどのようなものか。

A

		要件等	免除等の内容
責任の免除 (事後)	①総評議員の同意による免除 (法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条)	・総評議員（現在数）の同意 ・定款の定めは不要	損害賠償責任の全部又は一部を免除
	②評議員会の特別決議による一部免除 (法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項)	・理事，監事又は会計監査人が，その職務を行うにつき，善意でかつ重大な責任がないこと（評議員は対象外） ・評議員会の決議（議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数）により免除 ・定款の定めは不要	最低責任限度額（※）を超える部分について免除 ※理事，監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額
	③理事会の決議による一部免除 (法第45条の20第4項で準用する一般法人法第114条第1項)	・理事，監事又は会計監査人が，その職務を行うにつき，善意でかつ重大な責任がなく，その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められること（評議員は対象外） ・理事会の決議により免除 ・定款の定めが必要	①理事長 6 ②業務執行理事 4 ③理事，監事， 会計監査人 2
責任の限定 (事前)	④責任限定契約の締結による責任の限定 (法第45条の20第4項で準用する一般法人法第115条)	・理事（理事長，業務執行理事，業務を執行したその他の理事又は法人の職員でない者に限る。），監事又は会計監査人が対象（評議員は対象外） ・職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないこと ・責任限定契約を締結していること ・定款の定めが必要	・定款で定めた額の範囲内において責任限定契約で定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

※ 評議員については、業務執行を担わないことから、実際に損害賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これより軽い要件による免除の制度を認める必要がないことから、①による免除に限定されているものです。

Q16 役員等の損害賠償責任を免除する場合の「最低責任限度額」を算出する際の「社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益」には、職員としての給与等を含むか。

A 「社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益」には、役員としての報酬、賞与等だけではなく、職員としての報酬、賞与等の他、退職慰労金も含むこととされています（社会福祉法施行規則第2の23）。

Q17 社会福祉法人向けの役員賠償責任保険への加入に当たり、法人が保険料を負担することは認められるか

A 役員賠償責任保険については、本来、役員個人として加入するものですが、法人が保険料を負担することは、差し支えありません（福利厚生の一つと捉えられるものであり、役員への特別の利益供与等には当たらないとの考え）。

なお、この場合、法人による保険料負担については、理事会の決議に基づき行うことが適当です。

Q18 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員のそれぞれについて、就任時に提出を求める書類・交付する書類を示してもらいたい。

A

役職名		提出を求める書類			交付する書類
		履歴書	就任承諾書	印鑑証明書	委嘱状
理事		○	○ (実印要)	○ (※)	○ (理事長名)
監事			○ (実印不要)	-	
評議員					
評議員選任 ・解任委員	外部委員	-	-		
	監事・職員				

※ 過去に提出を受けている場合は不要

Q19 役員及び評議員の委嘱状には、任期をどのように記載すべきか。

A 法改正後の最初の任期に係る委嘱状については、次の例を参考としてください。

<役員>

例1 「平成29年〇月〇日（※）から平成30年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで」

例2 「平成29年〇月〇日（※）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」

※ 「平成29年〇月〇日」は、選任日（＝定時評議員会の開催日）となります。

<評議員>

例1 「平成29年4月1日から平成32年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで」

例2 「平成29年4月1日から選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」

Q 2 0 評議員候補者に法改正や評議員の役割についてどのように説明すればよいか。

A 別添の全国社会福祉協議会作成の説明資料（「社会福祉法人制度の概要と評議員の役割～地域社会に根差した社会福祉法人の運用にむけて～」）等を活用し、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割、権限、責務等について説明のうえ、任期、報酬額、評議員会の開催予定回数等、各法人の個別の状況についても説明を行ってください。

なお、評議員についても、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負うこととされていますが、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務（その職務にある者に通常期待される程度の注意義務）違反であり、また、評議員については、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられますので、こうした点についても併せてお伝えください。